（驛遞局認可）

（日曜日休刊）（定價金三錢）

時事新報

第千三百三十八號
明治十九年七月廿七日 火曜日
舊丙戌六月廿六日（戊子）
日出午前五時零五分
日入午後七時七分
月出午前一時零二分
月入午後三時零四分
滿潮午前〇時四十七分
午後一時二十三分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ賣捌所ヨリ配達料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）

●東京●横濱、横須賀●神奈川、藤澤、大磯、小田原、函根七湯、箱山、修善寺、三嶋、沼津、吉原、興津、清水、靜岡、濱松、島田、藤枝●大坂、京都、大津、和歌山●神戸、岡山、笠岡、尾ノ道、福山、廣島、德島、高知、下ノ關、長崎●名古屋、岐阜、岡崎、豊橋、四日市、桑名、津、松坂、山田●仙臺、福島、二本松、白石、石ノ巻、函館、青森、弘前、盛岡、小諸、岩村田、上田●宇都宮、鹿沼、八王子、千住、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸手、加須、栗橋●千葉、佐倉、東金、八幡、船橋、市川

其他同地近傍配達賣捌所ハ同シク配達料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

大勢想像の漫畵

日本の國土に外國人の治外法權を許すは我國權の害なり、之を撤去せざる可らず、文明の諸外國人を居留地に蟄居せしむるは相對の義理に背く、日本全國を開て雜居の自由を得せしむ可しとは我輩の宿論にして道理の上より立言せし所なれど世間或は之を悦ばざる者多かりしより其實行を見ず依て我輩は有形の物より論端を開き假令へ外國人が治外法權の撤去を拒み內國人が內地雜居を悦ばざるも全國に鉄道を通して交通往來自由自在なる上は其交通器の利用を獨り內國人に限る可きにあらず內國人の行く處には外國人も亦行く可し即ち雜居の勢を成すものにして鉄道は雜居を促がすの器械なり云々の次第を陳べたることあり然るに今回ハ我政府も非常の英斷にて鉄道の敷設を東海道に改め其工事も頗る迅速なる可しと云ふ是に於て我輩は日本の殖產商賣上に此擧を贊成するのみならず兼て我輩の宿論たる治外法權の撤去內地雜居の事も此鉄道事業と共に實地に行はれて最早躊躇することなかる可しと更に想像に畜くもれることを得ず如何んとなれば一方には雜居を促がすの器械を作るに急ぎながら又一方には其雜居を遲々するの理あらざればなり故に我輩ハ今回東海道鉄道の公文を見て條約改正論の如何をトし內地雜居は必ず行はるゝものと假定して聊か鄙言を述べ以て大方の教を乞はんと欲するものなり

扨鉄道は先づ東西兩京を連絡して其先きに進み又八方に支線を敷き日本國中の往來自由迅速にして恰も蜘蛛八十州の版圖を掌大に短縮して同時に文明外國人の來て雜居歸化するものあり即ち吾々日本人は外國人と軒を並べて往來し地を共にして耕やし資本を共にして商賣し冠婚葬祭の吉凶、花鳥風月の行樂を共にするの日にして我國の文物二十年來大に進歩せしとは稱すと雖ども實に外國人に近接して生活を共にするは自から又一段の新活劇にして兼て覺悟の前とは申しながら時としては案外する人も多かるべし其劇場の運動を今より明言するは固より難きことなれども假に造意を以て之を畫くときは先づ今の日本は法律も更に改正することなるらん、裁判所の風も改まることならん、警察の法も變ずることならん、民法及び商法も新に編纂することあらん、又國人は私に於ては其朝野を問はず苟も日本社會の表面に立て榮譽を博し利益を得んとする者は其の教育も其商賣も其衣食住の家風、其交際の言語文書に至るまでも悉皆西洋風に改革するに非ざれば叶はざるみとならん、是まで日本國の名利は唯官途に專有せられたるの姿なりしが今度は全く其の趣を改め第一流の地位を占め榮譽利益を專らにするものは西洋文明流の人物にして其流に入るの深淺を以て貴賤貧富の差を見るみとならん、門閥を言ふ者もなく爵位を問ふ者もなく人間萬事智德と金錢とれ世の中にして文明に處するの智德なく文明に應ずるの錢なき者は人にして人に非ずと云はるゝみとならん、宗教道德の議論盛なれば磊落不品行の輕薄才子も屏息して漫語放言を許さざるみとあらん貴女紳士が美服、人の指すを畏れずして揚々自得すれば寒貧君子は敝れたる縕袍を衣て自ら恥ぢざるも世に辱しめらるゝことならん、是等は想像を摸寫すれば疎密精粗隨て寫して隨て奇觀を呈し殆んど筆を閣するを忘ると雖ども之を要するに我日本國は治外法權の撤去內地雜居の自由を以て開國文明の一新に際するものと云て可ならんのみ

開國文明の一新に遭ひ天下人心の喜憂如何を測るに其一致は固より期す可らず社會の人に其利害を異にする限りは喜憂も亦一様なる可らず例へば政府の一法一令事柄の極めて輕少なるものにても之を喜ぶ者あり之を憂る者あり況して國民直接の大利害に關する雜居の事に於てをや必ず天下に異同論の喧しきは必然の勢なり或は事の實際に於ては內地雜居の約成るも一時に無數の外國人が全國に入込む可きにもあらざれば差向きの痛痒なかる可きに似たれども雜居の緩急は姑く差置き雜居の用意のために先づ日本國全体の法律を改め隨て舊習慣を一掃すること止むを得ざるの要なるが故に今の法律のみに依頼して身分を保ち今の習慣の中に浮沈して生活を營み之を外にして絶て變通の餘裕なき輩は今度の一擧に付き不平なからんとするも得べからず其人の所在を求れば下等の愚民世界に最も多くして是れより以上に士君子の種族又官途の中にても昔しの漢學校より出身し武士一片の魂を以て事に從ひ假令へ外面は西洋の文明を裝ひ稱には巧に文明の文字さへ讀む者あれども其內部は純然たる漢學書生、封建武士にして既に二十年來の事態に慣れ旣に安身立命の地位を得て最早前に進むの念慮なく、進んで失ふは止まりて守るの安全なるに若かずと覺悟を定めたる故老の一流あり此流は必要こそ異なれども無事を祈るの一點は彼の下等の愚民と同様ならざるを得ず人員の多少を云へば此種の者こそ多數なる可けれども之に反對する文明開化の流にも人物甚だ少なからず此種族は常に無事に苦しむ苟も社會の運動とあらば已れ魁して之に當らんことを祈り西洋に知見を求めて西洋の書を讀み西洋の人に交りて西洋の語を語り其心を西洋にするのみならず身に用る有形の物に至るまでも西洋にせんことを勉めて一片の報國心を除くの外は恰も西洋を以て故鄉の思を爲その實みれば內の法律習慣を西洋にして西洋人と雜居するが如きは宿昔の素志を遂したるの姿にして彼の故老者流と所見を異にするは到底免かる可らざるの數ならん而して此種族の所在は民間にのみ限らずして官途に在る者も甚だ多く其人の年齡は兎も角も主義は則ち進取の少壯論にして故老論に相對するものなれば例へば政治上に於て黨派を分つときにも官權民權など云へる漠然たる名稱に從ひ人の官に在り野に在るの故を以て區別すべきにあらず必ず主義を以て相分るゝことならん如何となれば今の官途の中にも老論少論ある可く民間にも亦此の二様ある可ければなり左れバ政治社會を離れても社會百般の事に就て老少論の相分るゝ其趣は嘉永年間ペルリ來航の後、國論開鎖の二様に分れたるの事情に彷彿たるべし國中官となく民となく老論は老派に歸して舊を守らんとし少論は少派に集りて進んで取らんとし人間の交際に鄕黨の緣故を問はず昔年の由緒を語らず其相投ずるは唯一片の主義にして時に或は軋轢することもなからん又或は期せざるの興敗もあらん之を見物して目覺しき壯觀なる可し政治には明治二十三年國會の開設もあり我輩が想像の漫畵或は事實に中りて國會開設と內地雜居と二様の運動一時に來るが如きあらば政府施政の針路、國民生活の方向は果して老少二論の何れの方に決すべきや我輩は必ずしも二十三年を待たず差當り先づ今日より社會の動機を視察して看客諸君と共に其針路方向を知らんと欲する者なり

官報

○勅令

朕茲ニ臨時建築局副總裁ヲ置クコトヲ裁可ス

御名 御璽

明治十九年七月廿四日 內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第五十九號

本年（二月）第十二號達臨時建築局職員總裁ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

副總裁 一人 勅任

○東京府告示第六十六號

日本橋區坂本町東京府臨時病院分院ヘ當分虎列剌病患者ヲモ入院セシム

明治十九年七月二十六日 東京府知事高崎五六

●虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
神奈川縣横濱區	七月廿四日	六十人	四十五人
大阪府	同	二百廿八人	百六十人
（但シ四區西成郡ニ新患者二十八人新舊死亡九十六人）			
京都府	同	九人	十二人
（但シ上下兩京區ニ新患七人新舊死亡十一人）			
兵庫縣	同	五十五人	五十一人
（但シ神戸區ニ新患九人新舊死亡十一人）			
岡山縣	同	二十五人	十六人
廣島縣	同	五十一人	二十九人
和歌山縣	同	十六人	十一人
愛媛縣	同	九十四人	六十人
三重縣	同	二十八人	十五人
山口縣	同	三十九人	二十八人
合計		新患六百五人	新舊死亡四百二十七人

○流行地外虎列剌 北海道廳函館去る二十二日舊患死亡一人」群馬縣去る二十三日新患一人死亡」埼玉縣去る二十一日二十三日新患四人」栃木縣去る二十二日新患一人」長野縣去る二十三日新患二人同死亡一人」靜岡縣去る二十日二十一日新患二人、同死亡一人」愛知縣去る二十日二十一日新患十一人、同死亡十一人」青森縣去る二十一日二十二日新患三人同死亡一人」青森縣一昨二十四日新患二人死亡」佐賀縣去る二十一日二十二日新患十二人、新舊死亡七人」德島縣去る二十二日新患三人」島根縣去る二十三

雜

○大坂通信（七月十
病流行に付き府下の飮
紙屑等の輸出を禁ぜ
消化物の販賣を禁止せ
昨年の五六兩月に比す
の損害ありと此上街頭
を禁ずるも割りがよし
文部次官と小杉書記官
前大坂商業學校其他二
地方巡回中なりし鄉大
坂明廿日京都へ赴き
答ありと〇大坂商船會
其榮社及び其他二三の
萬千六百七十七圓餘の
流行に付ての損害も亦
ては愈よ來八月一日よ
決定せり是迄神戸には
大坂等より汽車にて神
く郵船會社の汽船に乘
ありしが斯く支店を置
爲すべしと云ふ

○北支那旅行の話 朝
が同地より芝罘天津を
察しゝる各地の商況
信書に曰く友人某は先
罘に航路を開き三周間
りゝるを以て幸ひ此船
船會社の汽船敦賀丸に
乘組の船客は上等二名
物も芝罘天津にて水揚
り翌廿七日午前七時半
港は頗る良港にして三
暴風雨を避くるには屈
其他の軍艦五隻碇泊し
は天津に向け出帆すると
し居れり其他支那船の
幾百隻なるや擧て算へ
徊するに市街は海岸に
石を疊み可なりに賑ひ
人市街は灣內に在りて人
百名餘支那人二萬人程
其地位甚だ便利を極め
の税金は輸出入税とも
り魚類は鯛、鯖、野菜類は
なり其他產物ハ豆粕の
支那の各地へ輸入し
は重に上海香港より來
日本より輸入するは海產
多く輸入されども日本人
今同港に居住する日本商
人にて右物產の外に材木
石鹸等を自から輸入し
儲を得ることならん尤も
て時に連合して他國より